

事務連絡
令和8年4月24日

各地方公共団体
地域再生御担当 各位

内閣府地方創生推進事務局

第77回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付について（通知）

要旨

- 1 第77回地域再生計画の認定申請を受け付けます。
- 2 対象事業は、別添1の「受付の可否」欄で、○（受付対象）としている支援措置を活用する事業です。
- 3 **事前相談**を令和8年4月24日（金）から令和8年5月15日（金）まで受け付けます。
- 4 **認定申請**を令和8年5月27日（水）から令和8年5月28日（木）まで受け付けます。
- 5 事前相談と本申請では提出書類等が異なりますので、事前相談については本事務連絡のP. 3～、本申請についてはP. 4～をそれぞれ確認してください。
- 6 地域未来交付金（地域未来推進型）の交付金を活用する地域再生計画の認定申請につきましては、別途発出する事務連絡をご確認ください（事前相談は行いません）。
- 7 認定は令和8年8月下旬を予定しています。

平素より、地域再生の推進につきまして、格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく地域再生計画の認定申請（法第7条第1項の規定に基づく変更認定申請を含む。以下同じ。）に係る事前相談及び認定申請受付を次のとおり行いますので、通知します。

地域再生計画の認定申請を検討されている地方公共団体におかれましては、認定事務等の円滑かつ適確な実施のため、本事務連絡を御確認の上、対応願います。

なお、地域未来交付金（地域未来推進型）（以下「地域未来推進型」という。）を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請及び令和6年度以前に地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ、地方創生拠点整備タイプ）により新規事業として採択され、従前の取扱い（以下「旧制度」という。）に基づき申請を行う継続事業に係る地域再生計画の変更認定申請につきましては、別途発出する事務連絡を御参照ください。

1 受付を行う地域再生計画

(1) 対象となる支援措置

別添1の「受付の可否」欄で、○（受付対象）としている支援措置を活用する事業に係る地域再生計画について、認定申請を受け付けます。

(2) 支援措置を活用する事業が複数ある場合の地域再生計画の取扱い

地域再生計画は、原則として、支援措置を活用する事業ごとにそれぞれ作成いただく必要がありますが、支援措置を活用する事業が複数ある場合で、当該支援措置を活用する事業が相互に密接に関連し合うときは、同一の地域再生計画に複数の支援措置を活用する事業を盛り込むことができます。

複数の支援措置を活用する事業を同一の地域再生計画に記載しようとする場合は、内閣府地方創生推進事務局までお問合せください。

(3) 旧制度に基づき申請を行う継続事業と他の支援措置を活用して行う事業を同一の地域再生計画に併記している場合の取扱い

旧制度に基づき申請を行う継続事業と他の支援措置を活用して行う事業とを同一の地域再生計画に併記している場合の変更認定申請につきましては、直近認定回で認定された地域再生計画の様式（Wordファイル）を使用していただく必要がありますので御留意ください。

なお、第73回認定回より地域再生計画の様式の変更を行いました。従前の地域再生計画の取扱いと同様に旧制度に基づく交付金措置と他の支援措置を同一の地域再生計画に併記することはできません。

2 受付期間等

事前相談期間、認定申請受付期間及び認定時期は、次のとおりです。詳細は、「3 事前相談」及び「4 認定申請」を御確認ください。

[受付期間等]

事前相談期間	令和8年4月24日（金）～令和8年5月15日（金）17時00分
認定申請受付期間	令和8年5月27日（水）～令和8年5月28日（木）17時00分
認定時期	令和8年8月下旬予定

3 事前相談

認定申請に先立ち、次のとおり事前相談を受け付けます。本認定回で受付対象としている支援措置は、事前相談が必須となりますので、御注意ください。

なお、別添1「地域再生計画・支援措置一覧」の「所管本府省庁への事前確認」欄に「要事前確認」とある支援措置を記載した地域再生計画の事前相談を行う場合には、必ず事前相談前に、支援措置の所管本府省庁に対して事前確認を行い、当該支援措置の活用可否について回答を得てください。回答を得ていない場合、事前相談を受け付けることができない可能性があります。

(1) 事前相談期間

令和8年4月24日（金）～令和8年5月15日（金）17時00分

(2) 地域再生計画の作成等

地域再生計画は、活用する支援措置ごとに記載事項が異なります。本事務連絡、「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（令和8年4月24日一部改正）」、「地域再生計画認定申請マニュアル（各論）（令和8年4月24日一部改正）」、各支援措置に係る要綱、ガイドライン等を熟読いただいた上で、地域再生計画を作成又は変更してください。

なお、次に掲げる支援措置を活用する場合は、対応する別添を必ず御参照ください（別添3～8は「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（令和8年4月24日一部改正）」付録5～10と同一。）。

- 企業版ふるさと納税を活用する場合 別添2、3
- 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例を活用する場合 . . . 別添4
- 地域再生エリアマネジメント負担金制度を活用する場合 . . . 別添5
- 商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置を活用する場合 別添6
- 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制を活用する場合 別添7

- 地域再生支援利子補給金を活用する場合 別添 8

(3) 事前相談の方法

事前相談は、P. 9 に掲げる提出データをそれぞれ活用する支援措置ごとに定める提出先メールアドレスに送付することで行ってください（メール件名及び提出先は P. 10～11 をご参照ください。）。提出データの様式は、活用する支援措置ごとに異なりますので、必ず P. 9 に掲げる様式を使用してください（過去の認定回様式を使用することはできません。）。

4 認定申請

認定申請を、次のとおり受け付けます。

「5 軽微な変更の報告について」及び「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（令和 8 年 4 月 24 日一部改正）」5) ② 軽微な変更の記載に該当する場合は、それらの記載に従ってください。

(1) 認定申請受付期間

令和 8 年 5 月 27 日（水）～令和 8 年 5 月 28 日（木）17 時 00 分

(2) 地域再生計画の作成等

地域再生計画は、活用する支援措置ごとに記載事項が異なります。本事務連絡、「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（令和 8 年 4 月 24 日一部改正）」、「地域再生計画認定申請マニュアル（各論）（令和 8 年 4 月 24 日一部改正）」、各支援措置に係る要綱、ガイドライン等を熟読いただいた上で、地域再生計画を作成又は変更してください。

なお、次に掲げる支援措置を活用する場合は、対応する別添を必ず御参照ください（別添 3～8 は「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（令和 8 年 4 月 24 日一部改正）」付録 5～10 と同一。）。

- 企業版ふるさと納税を活用する場合 別添 2、3
- 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例を活用する場合 . . . 別添 4
- 地域再生エリアマネジメント負担金制度を活用する場合 別添 5
- 商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置を活用する場合 別添 6
- 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制を活用する場合 別添 7
- 地域再生支援利子補給金を活用する場合 別添 8

(3) 認定申請の方法

認定申請は、(1)の期間中に、**P. 9に記載の提出データをそれぞれ活用する支援措置ごとに定める提出先メールアドレスに送付することで行ってください**（メール件名および提出先はP. 10～11をご参照ください。）。

また、**提出データの様式は、活用する支援措置ごとに異なりますので、必ずP. 9に掲げる様式を使用してください（過去の認定回様式を使用することはできません。）**。

なお、活用する支援措置によってはアに掲げる書類のほかにも別途提出が必要となる書類がある場合がありますので、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号。以下「施行規則」いう。）第1条、「地域再生計画認定申請マニュアル（各論）（令和8年4月24日一部改正）」等を必ず御確認ください。

法第12条第1項の規定に基づき地域再生協議会を組織している地方公共団体におかれましては、地域再生計画の作成又は変更に当たり、当該協議会で協議を行わなければならない、地域再生計画の認定申請（変更認定申請を含む。）に際しては、当該協議会における協議の概要を添付する必要があります。詳細は、「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（令和8年4月24日一部改正）」、「地域再生計画認定申請マニュアル（各論）（令和8年4月24日一部改正）」、各支援措置に係る要綱、ガイドライン等を御確認ください。

(4) 認定申請に当たっての留意事項

ア 作成主体が複数（共同申請）の場合の申請方法

旧制度の活用等で複数の地方公共団体で共同申請を行う場合の地域再生計画認定申請書又は地域再生計画の変更の認定申請書につきましては、連名で一つの申請書としてまとめたものを、その他の申請書類等と合わせて代表団体が御提出ください。

イ 基礎データ表

基礎データ表（申請様式01）は、ファイル名称に「ver. 68」と記載してある最新のものを使用してください（それ以前のものを受け付けることができません。）。

また、基礎データ表の記載事項の一部は、認定後に内閣府のホームページで公開されますので、記載内容に誤りのないよう御留意ください。

5 軽微な変更の報告について

施行規則第11条の規定による内閣総理大臣の認定を要しない地域再生計画の軽微

な変更（地域再生計画認定申請マニュアルに基づく軽微な変更）の報告方法につきましては、別途事務連絡にて通知します。

なお、当該変更を行う場合は、法第7条第1項の規定により、内閣総理大臣の認定を要しません。

- a) 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更
- b) まち・ひと・しごと創生交付金（地域未来交付金（地域未来推進型））及びまち・ひと・しごと創生交付金（地域未来交付金（地域未来推進型）（旧制度活用※1））を充てて行う事業の期間に影響を与えない場合における計画期間の6月以内の変更
- c) a)、b)のほか、地域再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更
- このうち、c)の「地域再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更」については、支援措置ごとに規定されている場合がありますので、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）、各支援措置に係るガイドライン等を参照願います。
- （「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（令和8年4月24日一部改正）」）② 軽微な変更 抜粋

※1 令和6年度以前に地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ、地方創生拠点整備タイプ）により新規事業として採択され、従前の取扱いに基づき実施計画等の作成及び提出を行うもの。

6 その他

(1) 認定申請書類の受理状況の確認

御提出いただいた認定申請書類について、以下の「当事務局からの受理連絡期日」までに当事務局からメールによる連絡がない場合、当該書類は、受理されていない可能性がありますので、速やかに次の【問い合わせ先】①まで御連絡ください。**「申請主体からの受理状況確認期日」以降に、御連絡をいただいても受理状況の確認は行わないため、当事務局から受理連絡がない場合には、必ず申請主体からの受理状況確認期日までに受理状況の確認を行ってください。**

なお、当事務局から審査に関するメールが届いている場合は、それをもって受理連絡に代えるものとしますので予めご了承ください。

事前相談	当事務局からの 受理連絡期日	令和8年5月25日（月） 17時00分まで
	申請主体からの 受理状況確認期日	令和8年5月26日（火） 17時00分まで

認定	当事務局からの 受理連絡期日	令和8年6月26日（金） 17時00分まで
申請	申請主体からの 受理状況確認期日	令和8年7月3日（金） 17時00分まで

(2) PDCAサイクルの適切な管理

認定地域再生計画に掲げた取組の着実な実施を通じて地域再生が実現できるよう、当該計画で設定したKPIによって計画の進捗状況を検証すること等により、定期的にフォローアップを行ってください。

事業の実施状況等から判断し、KPIの見直しが必要と認められる場合には、速やかに当該地域再生計画の見直しと変更認定申請を御検討ください。

【問い合わせ先】（受付時間：10時～18時）

①地域再生計画に関すること

内閣府地方創生推進事務局 地域再生計画認定担当

TEL：03-5510-2475

E-mail：e.chiiki@cao.go.jp

※ 地域再生計画の事前相談及び認定申請（変更認定申請を含む。）については、e.nintei.c3s@cao.go.jpに送付してください。

②企業版ふるさと納税の事業内容に関すること

内閣府地方創生推進事務局 企業版ふるさと納税担当

（内閣官房地域未来戦略本部事務局内）

TEL：03-6257-1421

E-mail：kigyofurusato@cas.go.jp

※ 地域再生計画の事前相談及び認定申請（変更認定申請を含む。）につきましては、nintei.kifuru@cas.go.jpに送付してください。

③地方における本社機能の拠点の強化を行う事業者に対する特例に関すること

内閣府地方創生推進事務局

（経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業政策課内）

TEL：03-3501-1697

E-mail：bz1-kyotennzei@meti.go.jp

※本事務連絡に記載する事前相談を実施する前に、必ず上記連絡先に対して事前確認を行ってください。

【添付資料】

- ・ 別添 1 地域再生計画・支援措置一覧
- ・ 別添 2 企業版ふるさと納税を活用する事業に係る地域再生計画の事前相談及び認定申請受付（第77回地域再生計画認定申請受付）における主な留意点について
- ・ 別添 3 地域再生計画 記載例（企業版ふるさと納税）
- ・ 別添 4 地域再生計画 記載例（生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例）
- ・ 別添 5 地域再生計画 記載例（地域再生エリアマネジメント負担金制度）
- ・ 別添 6 地域再生計画 記載例（商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置）
- ・ 別添 7 地域再生計画 記載例（小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制）
- ・ 別添 8 地域再生計画 記載例（地域再生支援利子補給金）
- ・ 地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（令和8年4月24日一部改正）
- ・ 地域再生計画認定申請マニュアル（各論）（令和8年4月24日一部改正）
- ・ 申請様式等一式

別紙 事前申請及び認定申請の提出データ一覧及びメール送信方法

1 事前相談に係る提出データ等

【全支援措置共通】※1・2

提出データ	様式	事前 相談	認定 申請
基礎データ表 (ver.68)	申請様式 01		○
地域再生計画認定申請書又は 地域再生計画の変更に認定申請書	申請様式 02_01 又は 02_02		○
地域再生計画本体	【企業版ふるさと納税】申請様式 03_01	○	○
	【その他】申請様式 03_02		
(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で認定された計画の word ファイル※3	○	○
(区域の特定が困難な場合のみ) 区域の付近見取図※4	申請様式 04	○	○
工程表※4	申請様式 05		○

【企業版ふるさと納税のみ】

提出データ	様式	事前 相談	認定 申請
企業版ふるさと納税 チェックシート	申請様式07	○	○
地方版総合戦略全文※4・5	貴団体作成のもの	○	○

【生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例のみ】

提出データ	様式	事前 相談	認定 申請
生涯活躍のまち事前相談様式	申請様式08	○	

【地域再生エリアマネジメント負担金制度のみ】

提出データ	様式	事前 相談	認定 申請
地域再生エリアマネジメント負担 金制度事前相談様式	申請様式09	○	

※1 同一の地域再生計画に旧制度に基づき申請を行う継続事業が併記されている場合は、最新の地方創生推進タイプ実施計画又は地方創生拠点整備タイプ施設整備計画も併せて提出してください

- い。
- ※2 旧地方創生整備推進交付金は、本認定回の支援措置の対象ではありませんのでご注意ください。
- ※3 直近に軽微な変更の報告を行っている場合は、当該報告を行ったwordファイルを提出してください。
- ※4 変更認定申請の場合は、変更がある場合のみ提出してください。
- ※5 まち・ひと・しごと創生法第9条に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び同法第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略をいう。

2 メール送信方法

メール件名及び送信先を次のとおりとしてください。

※ メール件名やアドレスに誤りがある場合、正しく受信されず、受理ができない場合がありますので、ご留意の上ご提出ください。

[事前相談のメール件名]

活用する支援措置		申請区分	メール件名
1	企業版ふるさと納税	新規	【事前相談】【応援税制（新規）】 （〇〇県〇〇市）第77回地域再生計画
		変更	【事前相談】【応援税制（変更）】 （〇〇県〇〇市）第77回地域再生計画
2	<u>同一の地域再生計画に併記 されているもの</u>	変更	【事前相談】【併記（変更）】 （〇〇県〇〇市）第77回地域再生計画
3	1及び2以外の支援措置	新規	【事前相談】【その他（新規）】 （〇〇県〇〇市）第77回地域再生計画
		変更	【事前相談】【その他（変更）】 （〇〇県〇〇市）第77回地域再生計画

[認定申請のメール件名]

活用する支援措置		申請区分	メール件名
1	企業版ふるさと納税	新規	【正式提出】【応援税制（新規）】 （〇〇県〇〇市）第77回地域再生計画
		変更	【正式提出】【応援税制（変更）】 （〇〇県〇〇市）第77回地域再生計画

2	同一の地域再生計画に併記されているもの	変更	【正式提出】【併記（変更）】 （〇〇県〇〇市）第77回地域再生計画
3	1又は2以外の支援措置	新規	【正式提出】【その他（新規）】 （〇〇県〇〇市）第77回地域再生計画
		変更	【正式提出】【その他（変更）】 （〇〇県〇〇市）第77回地域再生計画

※ ファイルサイズが大きい等により複数のメールに分割して提出する場合は、<1/2>等をメールの件名に付記し、同一表題（件名）のメールを複数件送信することのないようにしてください。

（例）2分割する場合

【正式提出】【その他（新規）】（〇〇県〇〇市）第77回地域再生計画<1/2>

[事前相談及び認定申請のメール送信先]

活用する支援措置	送信先
企業版ふるさと納税	e.nintei.c3s@cao.go.jp 及び nintei.kifuru@cas.go.jp
生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例	e.nintei.c3s@cao.go.jp 及び JPccrc@cas.go.jp
地域再生エリアマネジメント負担金制度	e.nintei.c3s@cao.go.jp 及び e.area-management1@cao.go.jp
商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の 特別の措置	e.nintei.c3s@cao.go.jp 及び shoutengai@cao.go.jp
地方における本社機能の拠点の強化を行う事 業者に対する特例	e.nintei.c3s@cao.go.jp 及び bzl-kyotennzei@meti.go.jp
上記以外の支援措置	e.nintei.c3s@cao.go.jp

3 提出時の留意事項

ファイルサイズが大きい場合（目安として20MB超になる場合）は、複数回に分けて、メールに添付することにより提出してください（ファイル転送サービスにつきましては、内閣府のセキュリティの関係上ダウンロードができないことがあります。）。